

貨物自動車運送事業の法令試験の結果について

標記について、下記のとおり報告します。

1. 実施年月日：令和3年7月20日（火）13：40～14：30
2. 場所：北海道運輸局（札幌庁舎）6階会議室
北海道運輸局函館運輸支局会議室
北海道運輸局旭川運輸支局会議室
北海道運輸局室蘭運輸支局会議室
北海道運輸局帯広運輸支局会議室
3. 受験者数：16者
（申請種別）一般新規14者、譲渡譲受等2者
4. 合格者数：13者
（申請種別）一般新規12者、譲渡譲受等1者
5. 不合格者数：3者
（申請種別）一般新規2者、譲渡譲受等1者
6. 合格率：81.3%
7. その他
 - ・最高得点は30点、最低得点は20点
 - ・平均得点は26.9点

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
2. 設問の文中には、一部省略しているものもあります。

I. 次の問題1から20の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題1（届出）

事業者は、事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合は、その旨を当該一般貨物自動車運送事業の許可をした地方運輸局長に届け出なければならない。（貨物自動車運送事業法施行規則）

（ ）

問題2（許可等の条件）

貨物自動車運送事業法に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題3（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）は、5時間を超えないものとすれば良い。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

（ ）

問題4（運行指示書による指示等）

事業者は、運行指示書及びその写しを運行が終了すれば破棄してもよい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題5（過労運転の防止）

事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を1時間の休憩を取らせた上で事業用自動車に乗務させなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題6（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日が定められなかったときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、下請代金支払遅延等防止法第2条の2第1項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。（下請代金支払遅延等防止法）

（ ）

問題7（法人の合併及び分割）

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題8（整備管理者の研修）

事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題9（運転者台帳）

事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題10（運行管理者）

事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運転者のうち運転技能が優れていると認められる者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題11（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、役員の変更を命ずることができる。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題12（運行管理者等の選任）

事業者は、公安委員会が行う講習又は事業者自らが運行管理に関する教育を行うことにより、従業員のうちから運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任することができる。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題13（定期点検整備）

貨物自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。（道路運送車両法）

（ ）

問題14（事業の休止及び廃止）

事業者は、その事業を廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題15 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法)

()

問題16 (事業者の講ずべき措置等)

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。(労働安全衛生法)

()

問題17 (臨時の報告)

事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長は、当該報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。(貨物自動車運送事業報告規則)

()

問題18 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。(貨物自動車運送事業法)

()

問題19 (点呼等)

事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対する点呼において、早朝時間帯の運行管理者(補助者)の出勤時間前等都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題20（適正な取引の確保）

事業者は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

Ⅱ．次の問題21から30の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題21（事故の記録）

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないが、記録しなければならない事項として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

- ア．乗務員の氏名
- イ．事故の概要（損害の程度を含む。）
- ウ．事故の発生時の荷主への対応

（ ）

問題22（交通事故の場合の措置）

交通事故があった場合、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員が直ちに講じなければならない措置として規定されているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（道路交通法）

- ア．運行管理者へ報告し、指示を仰ぐこと
- イ．負傷者を救護し、道路における危険を防止すること
- ウ．積載物の損傷の程度を調べ、荷主へ報告すること

（ ）

問題23（事故の報告）

事業者は、自動車事故報告規則で定める事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法、自動車事故報告規則）

- ア. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
 - イ. 5人以上の負傷者を生じたもの
 - ウ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- （ ）

問題24（運行管理者の業務）

貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定されている運行管理者の業務として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

- ア. 点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
 - イ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存すること。
 - ウ. 乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に適性診断を受けさせること。
- （ ）

問題25（許可の基準）

国土交通大臣は一般貨物自動車運送事業を営もうとする者の許可の申請が一定の基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないが、その基準として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法）

- ア. 事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
 - イ. 事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
 - ウ. 事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る荷主を有するものであること。
- （ ）

問題26 (目的)

貨物自動車運送事業法の目的として同法に記載されている事項として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア. 貨物自動車運送事業の過当な競争の防止に関する事
- イ. 貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事
- ウ. 輸送の安全の確保と公共の福祉の増進に資する事

()

問題27 (掲示事項)

事業者が主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないと定められている事項として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 貨物自動車運送事業経営許可書
- イ. 運行管理者資格者証
- ウ. 運送約款

()

問題28 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、道路運送法に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならないとされている。この法に掲げる場合として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入しなさい。(道路運送法)

- ア. 事業用自動車が故障のため不足しているとき
- イ. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定したとき
- ウ. 災害のため緊急を要するとき

()

問題29（事業実績報告書）

事業者は、貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっている。事業実績報告書の報告期間及び提出期限として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業報告規則）

- ア． 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
 - イ． 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年5月31日まで
日まで
 - ウ． 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで
日まで
- （ ）

問題30（事業計画）

事業者が事業計画の変更をしようとするときに、国土交通大臣の認可を受けなければならない事項として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則）

- ア． 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更
 - イ． 営業所の名称の変更
 - ウ． 主たる事務所の名称及び位置の変更
- （ ）

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
2. 設問の文中には、一部省略しているものもあります。

I. 次の問題1から20の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題1（届出）

事業者は、事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合は、その旨を当該一般貨物自動車運送事業の許可をした地方運輸局長に届け出なければならない。（貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号）

（ ○ ）

問題2（許可等の条件）

貨物自動車運送事業法に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。（貨物自動車運送事業法第59条第1項）

（ ○ ）

問題3（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）は、5時間を超えないものとする。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第5号）

（正）4時間を超えないものとしなければならない。

（ × ）

問題4（運行指示書による指示等）

事業者は、運行指示書及びその写しを運行が終了すれば破棄してもよい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項）

（正）運行の終了の日から1年間保存しなければならない。

（ × ）

問題5（過労運転の防止）

事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を1時間の休憩を取らせた上で事業用自動車に乗務させなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）

（正）このような乗務員を乗務させてはならないと規定されている。

（ × ）

問題6（下請代金の支払期日）

下請代金の支払期日が定められなかったときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、下請代金支払遅延等防止法第2条の2第1項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。（下請代金支払遅延等防止法第2条の2第2項）

（ ○ ）

問題7（法人の合併及び分割）

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。（貨物自動車運送事業法第30条第2項）

（正）合併する場合において一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が存続するときは認可が必要。

（ × ）

問題8（整備管理者の研修）

事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4）

（ ○ ）

問題9（運転者台帳）

事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項）

（ ○ ）

問題10（運行管理者）

事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運転者のうち運転技能が優れていると認められる者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（貨物自動車運送事業法第18条第1項）

（正）運転技能が優れていると認められる者ではなく、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

（ × ）

問題11（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、役員の変更を命ずることができる。（貨物自動車運送事業法第26条）

（正）役員の変更は規定されていない。

（ × ）

問題12（運行管理者等の選任）

事業者は、公安委員会が行う講習又は事業者自らが運行管理に関する教育を行うことにより、従業員のうちから運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任することができる。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項）

（正）運行管理者資格者証を有する者、又は、運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、補助者を選任することができる。

（ × ）

問題13（定期点検整備）

貨物自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、1ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。（道路運送車両法第48条第1項）

（正）1ヶ月ごとではなく、3ヶ月ごとに点検しなければならない。

（ × ）

問題14（事業の休止及び廃止）

事業者は、その事業を廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（貨物自動車運送事業法第32条）

（ ○ ）

問題15 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(貨物自動車運送事業法第2条第1項、第3条、第35条第1項、第36条第1項)

(正) 貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、許可ではなく届出が必要である。

(×)

問題16 (事業者の講ずべき措置等)

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。(労働安全衛生法第23条)

(○)

問題17 (臨時の報告)

事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長は、当該報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。(貨物自動車運送事業報告規則第3条第1項、第2項)

(○)

問題18 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。(貨物自動車運送事業法第25条第3項、第4項)

(○)

問題19 (点呼等)

事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対する点呼において、早朝時間帯の運行管理者(補助者)の出勤時間前等都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)

(正) 電話その他の方法により点呼を行うことができるのは、運行上やむを得ない場合である。

(×)

問題20（適正な取引の確保）

事業者は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4）

（ ○ ）

Ⅱ．次の問題21から30の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題21（事故の記録）

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないが、記録しなければならない事項として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）

- ア．乗務員の氏名
- イ．事故の概要（損害の程度を含む。）
- ウ．事故の発生時の荷主への対応

（ ウ ）

問題22（交通事故の場合の措置）

交通事故があった場合、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員が直ちに講じなければならない措置として規定されているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（道路交通法第72条第1項）

- ア．運行管理者へ報告し、指示を仰ぐこと
- イ．負傷者を救護し、道路における危険を防止すること
- ウ．積載物の損傷の程度を調べ、荷主へ報告すること

（ イ ）

問題23（事故の報告）

事業者は、自動車事故報告規則で定める事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法第24条、自動車事故報告規則第2条）

- ア．10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- イ．5人以上の負傷者を生じたもの
- ウ．運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

（正）イ．10人以上の負傷者を生じたものは、届け出なければならない。
（ イ ）

問題24（運行管理者の業務）

貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定されている運行管理者の業務として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項）

- ア．点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- イ．運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存すること。
- ウ．乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に適性診断を受けさせること。

（正）アは、整備管理者の業務である。
（ ア ）

問題25（許可の基準）

国土交通大臣は一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者の許可の申請が一定の基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないが、その基準として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法第6条）

- ア．事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- イ．事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- ウ．事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る荷主を有するものであること。

（正）ウは、荷主ではなく、「経済的基礎及びその他の能力」である。
（ ウ ）

問題26 (目的)

貨物自動車運送事業法の目的として同法に記載されている事項として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第1条)

- ア. 貨物自動車運送事業の過大な競争の防止に関する事
- イ. 貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事
- ウ. 輸送の安全の確保と公共の福祉の増進に資する事

(ア)

問題27 (掲示事項)

事業者が主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないと定められている事項として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法第11条、貨物自動車運送事業法施行規則第13条)

- ア. 貨物自動車運送事業経営許可書
- イ. 運行管理者資格者証
- ウ. 運送約款

(ウ)

問題28 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、道路運送法に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならないとされている。この法に掲げる場合として誤っているものを、次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入しなさい。(道路運送法第78条)

- ア. 事業用自動車が故障のため不足しているとき
- イ. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定したとき
- ウ. 災害のため緊急を要するとき

(ア)

問題29（事業実績報告書）

事業者は、貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっている。事業実績報告書の報告期間及び提出期限として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項）

- ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年5月31日まで
日まで
- ウ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで

（ ウ ）

問題30（事業計画）

事業者が事業計画の変更をしようとするときに、国土交通大臣の認可を受けなければならない事項として正しいものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（貨物自動車運送事業法第9条第1項、第3項、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項、第7条第1項）

- ア. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更
- イ. 営業所の名称の変更
- ウ. 主たる事務所の名称及び位置の変更

（ ア ）